

博士（農 学） トビアス ツオルン

学位論文題名

A Forest Political Study on Protection
Forests of Germany, Austria and Japan

(ドイツ、オーストラリア、日本の保安林に関する森林政策学的研究)

学位論文内容の要旨

本論文は6章から構成され、図16、表61、参考文献211と付表5を含む総頁数168の英文論文であり、別に参考論文10編が添えられている。

現在、環境保全問題が世界的に注目をあびているが、中でも森林保全問題は重要な地球環境問題の一つとして、その解決をめざして世界的な取り組みがおこなわれている。このように近年において、森林保全問題がグローバル化するに伴い、森林問題は一国だけでは解決することが出来なくなつており、森林政策のあり方をめぐって国際的に比較研究する必要性が高まつてきている。

本研究は、森林保全制度として長い歴史を持つドイツ、オーストリア、日本の保安林制度を取り上げて、その歴史と現状を分析し、三ヵ国の保安林制度の類似点、相違点を明らかにするとともに、保安林制度の特徴と有効性について検討することを課題としている。

第2章では研究対象である保安林の定義と研究方法を検討した。そして三ヵ国の森林と林業の現状について分析した。ドイツの国土面積に占める森林面積の割合（森林率）は30%であり、森林面積に占める保安林面積の割合（保安林率）は6.9%である。これに対してオーストリアの森林率は47%、保安林率は19.1%である。日本の森林率は67%、保安林率は36.1%であり、いずれの数値もドイツ、オーストリアよりも高いことが注目される。

第3章では三ヵ国の保安林制度と治山事業の歴史について分析した。ドイツのバイエルン州では1852年に森林法を制定しているが、同法では落石と浸食防止、そして雪崩防止のために保安林制度が規定されている。保安林では皆伐と開墾が禁止され、択伐の実行が求められた。しかしバイエルン州では森林法における保安林の規定は厳しく適用されず、また治山事業などの特別な事業が実行されなかつたことが指摘できる。またバーデン州では1833年に森林法を制定している。同法には保安林の規定が欠如しており、その理由は森林全体に対して厳しい森林施業規制を課したからである。つまり同法によれば森林全体に対して皆伐が禁止され、造林は伐採後の一定期間内に実行されねばならず、従つてバーデン州では保安林に指定して、経済林よりも厳しい施業規制をおこなうという保安林制度の創設が必要でなかつたのである。

オーストリアでは1852年に森林法を制定しており、同法によって保安林

制度が創設された。保安林の目的は落石、地滑り、雪崩から住民と財産を守ることであった。施業規制としては不安定な土壌、急傾斜地、高い標高地での大面積の皆伐は禁止された。治山事業は1884年に野渓工事法が制定されてから、林業部局によって実施されている。

日本の近代の保安林制度は1897年の森林法に始まる。そこでは水源かん養保安林をはじめとして12種類の保安林が規定された。保安林では皆伐と開墾が禁止された。日本では治山事業は1911年から実施されている。なお1951年に森林法が改正されて、保安林の種類が17に増加している。そして保安施設地区制度が創設されている。同制度の創設によって治山事業が法的に根拠をもつことになった。

第4章では三ヵ国の現行森林法における保安林の法的位置について明らかにした。ドイツでは1975年に連邦森林法が制定されている。同法の12条で危険、損害、負荷から国民を守るために保安林に指定できるとしている。バイエルン州は1974年に州森林法を制定しており、アルプスや高地、浸食などで危険な所、落石、地滑り、雪崩、洪水などから防ぐ必要があるような森林は保安林に指定するとしている。保安林では皆伐は許可が必要である。なおバーデン・ウエルテンベルク州では1995年の州森林法の一部改正でビオトープ保安林が創設されていることが注目される。同制度によれば貴重なビオトープが調査されて、その場所が地図に明示され台帳に記載されて、保護される。

オーストリアの森林法は1975年に大幅に改正されている。同法の21条で風、水、重力の作用によって危険になったり、土壌、植生の保護のために特別な取り扱いが必要な森林を保安林に指定できるとしている。農林大臣は命令によって伐採許可と伐採年齢、造林の期間などを含んだ保安林の取り扱い方をさだめなければならない。

日本の保安林は17種類であり、保安林の種類の多さが特徴である。これまで保安林の兼種指定は避けられてきたが、近年、保健保安林の指定が増えるに伴い、兼種指定が増える傾向にある。また保安林の施業規制は保安指定時の指定施業用件によるが、保安林の伐採と開墾は知事の許可が必要である。このように保安林には相対的に厳しい規制が課せられているので、固定資産税の免除など税制上の優遇措置がとられている。

第5章では三ヵ国について実施した保安林に関する実態調査の結果をふまえて近年の保安林の動向を分析した。バイエルン州では山岳地域の保安林状態の改善をはかり、保安林機能を向上させることをめざして、1986年から保安林再整備事業が実施されている。これはバイエルン州だけではなく、ドイツで初めて実施された保安林を対象とする独自の事業である。オーストリアは1884年以来、治山事業は実施されてきたが、近年、保安林の高齢林分化に対応して、1993年から保安林改良事業が実施されている。日本では1994年から第5期保安林整備計画が実施されている。

第6章ではこれまでの三ヵ国に対する分析をふまえて、保安林制度は山岳地域を中心に展開した制度であり、その制度的特徴は地域を指定して伐採、造林、開墾などの森林施業を規制することによって森林を保全しようとするものであると結論付けた。そして近年において生態系保全、河畔林保全などの新たな課題が生じているが、これらの課題は保安林制度の拡充の契機となるとして

いる。三ヵ国の保安林制度の相違点は保安林の目的、指定面積、施業規制の強さ、治山事業の位置付けと実施状況、治山事業と砂防事業との関連などの点でみることができるとした。

学位論文審査の要旨

主査 教授 石井 寛
副査 教授 和 孝 雄
副査 教授 新谷 融
副査 教授 神沼 公三郎

学位論文題名

A Forest Political Study on Protection Forests of Germany, Austria and Japan

(ドイツ、オーストラリア、日本の保安林に関する森林政策学的研究)

本論文は6章から構成され、図16、表61、参考文献211と付表5を含む総頁数168の英文論文であり、別に参考論文10編が添えられている。

近年、森林保全問題がグローバル化するに伴い、森林問題は一国だけでは解決することが出来なくなつており、森林政策のあり方をめぐつて国際的に比較研究する必要性が高まつてきている。

本研究は、森林保全制度として長い歴史を持つドイツ、オーストリア、日本の保安林制度を取り上げて、その歴史と現状を分析し、三ヵ国の保安林制度の類似点、相違点を明らかにするとともに、保安林制度の特徴と有効性について検討することを課題としている。

第2章の論述によると、ドイツの森林率は30%であり、森林面積に占める保安林面積の割合（保安林率）は6.9%である。これに対しオーストリアの森林率は47%、保安林率は19.1%である。日本の森林率は67%、保安林率は36.1%である。

第3章では三ヵ国の保安林制度と治山事業の歴史について分析している。ドイツ・バイエルン州の1852年の森林法では落石と浸食防止、そして雪崩防止のために保安林制度が規定されている。保安林では皆伐と開墾が禁止され、択伐の実行が求められた。バーデン州では1833年に森林法を制定している。同法には保安林の規定が欠如しており、その理由は森林全体に対して厳しい森林施業規制を課したからである。つまり同法によれば森林全体に対して皆伐が禁止され、造林は伐採後の一定期間内に実行されねばならず、従つてバーデン州では保安林に指定して、経済林よりも厳しい施業規制をおこなうという保安林制度の創設が必要でなかつたのである。オーストリアでは1852年に森林法を制定しており、同法によって保安林制度が創設された。保安林の目的は落石、地滑り、雪崩から住民と財産を守ることであった。施業規制としては

不安定な土壌、急傾斜地、高い標高地での大面積の皆伐は禁止された。治山事業は1884年に野渓工事法が制定されてから、林業部局によって実施されている。日本の近代の保安林制度は1897年の森林法に始まる。そこでは水源かん養保安林をはじめとして12種類の保安林が規定され、皆伐と開墾が禁止された。日本では治山事業は1911年から実施されている。

第4章では三ヵ国の現行森林法における保安林の法的位置について述べている。バイエルン州は1974年に州森林法を改正しており、アルプスや高地、浸食などで危険な場所、落石、地滑り、雪崩、洪水などから防ぐ必要があるような森林は保安林に指定する。保安林では皆伐は許可が必要である。なおバーデン・ウエルテンベルク州では1995年の州森林法の一部改正でビオトープ保安林が創設されていることが注目される。オーストリアの森林法は1975年に大幅に改正されている。同法の21条で風、水、重力の作用によって危険になったり、土壌、植生の保護のために特別な取り扱いが必要な森林を保安林に指定できるとしている。日本の現行の保安林は17種類であり、保安林の種類の多さが特徴である。これまで保安林の兼種指定は避けられてきたが、近年、保健保安林の指定が増えるに伴い、兼種指定が増える傾向にある。

第5章では三ヵ国について実施した保安林に関する実態調査の結果をふまえて近年の保安林の動向を分析している。バイエルン州では1986年から保安林再整備事業が実施されている。これはバイエルン州だけではなく、ドイツで初めて実施された保安林を対象とする独自の事業である。オーストリアでは近年、保安林の高齢林分化に対応して、1993年から保安林改良事業が実施されている。日本では1994年から第5期保安林整備計画が実施されている。

第6章ではこれまでの三ヵ国に対する分析をふまえて、保安林制度は山岳地域を中心に展開した制度であり、その制度的特徴は地域を指定して伐採、造林、開墾などの森林施業を規制することによって森林を保全しようとするものであると結論付けた。そして近年において生態系保全、河畔林保全などの新たな課題が生じているが、これらの課題は保安林制度の拡充の契機となるとしている。

以上のように本論文はドイツ、オーストリア、日本の保安林制度を研究対象として、その歴史と現状を分析し、三ヵ国の保安林制度の類似点、相違点を明確にするとともに、保安林制度の特徴を明らかにしたものであり、学術上のみならず、森林行政的にも大きく貢献するものである。

よって審査員一同は、トビアス ツオルンガ博士（農学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認めた。